

令和 7 年 6 月 30 日

各 位

各種ご融資完済時における契約書類のご返却方法の変更について

兵庫県医療信用組合

平素は兵庫県医療信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、当組合は、令和7年7月1日以降の各種ご融資ご完済分から、「金銭消費貸借契約証書」、「変更契約証書」などの契約書類一式については、ご希望があった場合のみご返却するお取り扱いへ変更いたします。契約書類一式のご返却をご希望される場合は、ご完済から1年以内にお取引店にお申し出ください。

また、ご返却のお申し出がなかった場合には、当組合にて一定期間保管し、その後厳正に廃棄いたします。

今後とも組合員のみなさまのお役に立てるよう、一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上